

を、後今の地へ移轉せしもの也。今の地へ移轉の年曆はいまだ詳かならず。

○七高紺屋舊邸

龜尾記に云ふ。七高紺屋として、近年迄仁隨寺前に居住し、今は大椿堂といふ筆工となり、七高屋平三郎といへり。三社揚場津田別莊邊に尻高七兵衛として、上杉謙信の士の古墳あり。七高紺屋は尻高七兵衛の子孫也とあり。右七高紺屋は極樂寺の檀下にて、其祖は極樂寺の開祖佛眼上人明心法親王の隨臣四人の一人なりと云傳へたり。按ずるに、漸得雜記に、加陽安江木町七高紺屋次郎九郎所持之書簡十一通之寫として記載せり。其の文言如左。

紺屋方出置候卷絹之儀。令延引如何候哉。但紺屋方於無沙汰者、急度可遣催促候。早々可被相調事肝要候。恐々謹言。

二月廿六日

氏 勝 判

屋護源兵衛尉殿 進之候。

次郎紺屋三郎九郎跡職之事、其方へ末代申付候。無相違可知行候。仍補任之狀如件。

天文廿三年正月廿八日 寺嶋職祐判
又 五郎

其方次郎紺屋跡職之儀、先祖以筋目御判之儀被下候。於向後不可有相違者也、仍如件。

正月廿八日

下小井三郎右衛門尉

又 五郎殿へ

其方次郎紺屋三郎九郎跡職之儀、以先祖筋目職祐様へ御判之書申調進之候。彌於向後不可有相違者也。仍如件。

正月廿八日

中河大炊助廣清 判

又 五郎殿へ

依望如此條々。

一、諸役用捨之事。

一、座へ於有用之儀者、其方へ可申出事。

一、座之儀者様共其方可爲策配之事。

一、家來之者爲非義、子細於申懸者直に可申上事。

一、内證之染物は可請取事。

永祿二年六月五日

職 定 判

次郎こう屋かたへ

一坪四郎次郎殿をち坊主買請分令扶持者也。仍如件。

永祿三十二年晦日

職 定 判

質高かたへ

荒木龍藏主買得分一所令扶持候。不可有相違者也。如件。

永祿三十二年晦日

職 定 判

次郎紺屋方へ

小わたりのぎさうゐなく、やくしよ二郎こうや御とほしあるべし。

永祿三年十一月十六日

吉 判

二郎こうや參

次郎一跡座職共に渡置候。諸役并關渡如前々可用捨候。

次家來之者於有非分之儀者、可致直奏者也。仍爲後證補任如件。

永祿三辛酉卯月十六日

長 職 判

三上次郎左衛門信鎮 判

尙々當年いぎなくとおし候べく候。ぶぎやうにゆいつけ候べく候。

寺嶋職祐判

又 五郎

其方次郎紺屋跡職之儀、先祖以筋目御判之儀被下候。於向後不可有相違者也、仍如件。

正月廿八日

下小井三郎右衛門尉

又 五郎殿へ

其方次郎紺屋三郎九郎跡職之儀、以先祖筋目職祐様へ御判之書申調進之候。彌於向後不可有相違者也。仍如件。

正月廿八日

中河大炊助廣清 判

又 五郎殿へ

依望如此條々。

一、諸役用捨之事。

一、座へ於有用之儀者、其方へ可申出事。

一、座之儀者様共其方可爲策配之事。

一、家來之者爲非義、子細於申懸者直に可申上事。

一、内證之染物は可請取事。

永祿二年六月五日

職 定 判

次郎こう屋かたへ

明神ほりきり之儀、當年中いぎなくとおり候べく候。少もやく所ゆい事候間布候。爲其一筆如此候。

永祿三五月廿三日

經 盛 判

しちたかこう屋

次郎紺屋三郎九郎跡職之事、其方へ末代申付候間、無相違可知行候。仍補任之狀如件。

天正八年正月廿一日

寺嶋平九郎信鎮 判

喜 三郎

右書簡は、越中國にての事なり。三州志故墟考に、婦負郡富崎村瀧山古城。方人相傳云ふ。永祿中神保長職居す。時に謙信の爲に戦死すと。是永祿六年の事なるべし。其の後寺嶋牛助、小嶋甚助居すとあり。按ずるに、寺嶋職祐・寺嶋平九郎信鎮は、寺嶋牛助の一族ならんか。但し三州志に、寺嶋牛助父は西野隼人と云ひ、越中の賊將なり。後神保氏春に仕へ、剃髪して宗慶と號すとあり。さて七高紺屋の祖は七高某と稱し、後醍醐天皇の皇子宗良親王に奉仕し、親王越中國へ下向し給ふ時隨從し來る處、親王射水郡牧野村にて時運の復し難きを顧慮し給ひ、落飾して佛門に入り、